

第 5 章 環境影響の予測及び評価のまとめ

今回の計画変更において変更が生じる環境影響要因を抽出し、それに伴って影響を受ける可能性のある環境要素と具体的な項目を選定して、変更前後の環境影響の程度を比較するなどして各項目についての予測・評価を行いました。

- ・変更後における建設機械の稼働及び資機材運搬車両等の運行による大気質、騒音及び振動の影響は、変更前と比較すると同程度又はそれ以下と考えられ、いずれも環境基準や規制基準値を満足しています。
- ・水の汚れについて、工事中においては、コンクリート工事に伴う pH の変化はアルカリ度の発生負荷量が変更前よりも低減されていること、工事に伴う底質の巻き上げによる水質の変化は変更前と同程度と予測されていることから、いずれも変更前と同程度又はそれ以下と考えられます。また、存在・供用時においては、辺野古地先水面作業ヤードの取りやめにより、辺野古川河口付近の COD と塩分の増加域がみられなくなったことを除いて、変更前と同程度と考えられます。
- ・土砂による水の濁り（陸域）については、変更前と同じく、施工区域から流出する濁水を SS 濃度 25mg/L 程度まで低減する計画としていることから、影響は変更前と同程度と考えられます。
- ・海上工事や陸上工事に伴い海域において発生する水の濁り及び堆積については、変更後の SS 発生負荷量が変更前の予測対象時期における SS 発生負荷量を超えることはないと考えられることなどから、変更後の影響は変更前と同程度又はそれ以下と考えられ、サンゴの高被度分布域（被度 25%以上）にも 2mg/L の濁り (SS) は及ばないものと考えられます。
- ・地下水の水質については、変更後における埋立土砂発生区域の改変面積が変更前に比べて縮小すること、変更前と同様の環境保全措置を講じることから、変更後の影響は変更前と同程度と考えられます。
- ・水象については、工事中、存在・供用時のいずれにおいても変化の程度は変更前と同程度と考えられますが、辺野古地先水面作業ヤードの取りやめにより、同作業ヤードの工事や存在に伴う影響はなくなるものと考えられます。
- ・地形・地質についても、辺野古地先水面作業ヤードの取りやめにより、同作業ヤードの工事や存在に伴う影響はなくなりますが、海岸線の変化、海底地形の変化、底質（粒度組成）の変化等、その他の項目の変化は、変更前と同程度又はそれ以下と考えられます。
- ・塩害については、飛来塩分の発生源となる護岸位置や形状等、消波ブロック設置に変更がないことから、影響は変更前と同程度と考えられます。
- ・海域の生物・生態系に係る項目（海域生物、サンゴ類、海藻草類、ジュゴン、海域生態系）については、変更後の水の濁り及び堆積、騒音・振動、夜間照明、

作業船の航行等の状況は変更前と同程度又はそれ以下と考えられることから、生息・生育環境に及ぼす影響は変更前と同程度と考えられます。

- ・陸域の生物・生態系に係る項目（陸域動物、陸域植物、陸域生態系）については、工事の実施に伴う粉じん等、騒音、水の濁り、夜間照明、車両の運行による影響は変更前と同程度又はそれ以下であり、施設等の存在及び供用に伴う生息・生育環境の変化による影響は、埋立土砂発生区域の縮小や辺野古地先水面作業ヤードの取りやめにより、変更前と同程度又は低減されるものと考えられます。
- ・景観については、工事の実施に伴う主要な眺望景観の変化は変更前と同程度と考えられます。また、施設等の存在及び供用に伴う主要な眺望点や圍繞景観の状況の変化は、辺野古地先水面作業ヤードの取りやめ及びそれに伴う工事用仮設道路の一部取りやめにより、変更前と比較して景観への影響は低減されるものと考えられます。
- ・人と自然との触れ合いの活動の場については、辺野古地先水面作業ヤードの取りやめにより、辺野古漁港の釣り場の利用環境が維持されるほかは、工事に伴う変化は変更前と同程度と考えられます。
- ・歴史的・文化的環境については、辺野古地先水面作業ヤードの取りやめにより、伝統的な行事及び祭礼等の場等として利用されている場が維持されるほかは、工事に伴う変化は変更前と同程度と考えられます。
- ・廃棄物等については、変更前と同様に、可能な限り再資源化を図ることとし、がれき類や伐採樹木等の評価基準については、国の「建設リサイクル推進計画2014」における平成30年度目標値を上回らないこと、その他の廃棄物についても現状の処理施設の余剰能力を上回らないことから、工事の実施に伴う影響は変更前と同程度と考えられます。

以上のとおり、今回の計画変更が環境に及ぼす影響の程度は、いずれの項目についても変更前と比べて同程度又はそれ以下と考えられます。

したがって、変更後における環境影響は変更前における予測結果・評価と変わらず、変更前と同様の環境保全措置を講じることで、環境保全への配慮は適正になされ、環境保全の基準又は目標との整合性も図られると評価しました。

なお、工事の実施に当たっては、環境保全に十分配慮して慎重に施工するとともに、十分な事後調査（環境監視調査を含む。）を実施し、必要に応じて環境保全措置の更なる改善を図ってまいります。